

ものづくり支援センターしもすわ
ホームページ・動画作成等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、IT活用を促進し、受注力や情報発信力等の強化による企業競争力の向上を図るため、町内の製造業者及び製造業に関連する中小企業者がホームページの新規立ち上げやリニューアルする経費、又は自社PRのための動画等の製作に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 製造業者とは、原材料等を加工することにより製品を生産・提供する事業者をいう。
- (3) 製造業に関連する事業者とは、製造業が生産活動を実施するにあたり必要となる卸、小売り、サービス等の事業をいう。

(対象事業者及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる事業者及び補助対象経費（以下「経費」という。）は、次の通り。

(1) 対象事業者

下諏訪町内に事業所又は営業所等を有し、営業実態および、下諏訪町への納税（原則事業税及び固定資産税等）が確認できること。

- (2) 経費 ホームページを作成・リニューアル（①新規ページ作成及び追加 ②旧ページの削除 ③デザイン修整 ④情報更新等）、又は動画等を作成するための外注費。（国又は長野県等の補助金等を受けている経費を除く）

※中小企業者が自ら作成した場合に関する経費は対象としない。

※経費の対象となる作業は対象期間中1回のみとする。

- (3) 消費税の取扱い 特に指定の無い限り経費対象額は消費税込みの金額とする。

(補助率)

第4条 補助対象経費の合計額の3分の2以内とし、1事業所につき、10万円を限度とする。ただし、1,000円未満を切り捨てる。

(対象期間)

第5条 1月1日から12月31日の間に作業完了し完成物が公開、使用されており、経費の支払いが終了し、ものづくり支援センターしもすわのメールマガジンの受信をしていること。

(申請期間)

第6条 対象期間の翌年1月10日から1月31日とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする中小企業者は、ものづくり支援センターしもすわのホームページ作成等補助金交付申請書(様式第1号)を作成し、ホームページURLおよびメールアドレス、支払いを証する書類等を添付して、ものづくり支援センターしもすわに提出しなければならない。

(交付決定および請求)

第8条 1. 前条に規定する申請書の提出を受けた時は、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、ものづくり支援センターしもすわホームページ作成等補助金交付決定通知(様式第2号)により当該申請者へ通知するものとする。

2. 申請者は、前条の規定による決定通知書を受けた後、すみやかにホームページ作成等補助金交付請求書(様式第3号)をものづくり支援センターしもすわに提出しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

平成30年4月1日一部改訂

令和3年1月6日一部改正